

奈良県（平成 22 年 4 月 1 日から）

対象建築物	構造	特定工程	特定工程後の工程
新築、増築又は改築の工事を行う部分の用途及び規模は、次のいずれかに該当するもの (1) 住宅（兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。）の用途に供する建築物であって、延べ面積が 50 ㎡を超えるもの (2) 法別表第 1 (い) 欄 (1) 項から (4) 項までに掲げる用途に供する建築物であって延べ面積が 1,000 ㎡を超えるもの又は地階を除く階数が 3 以上のもの	(1) 木造	屋根の小屋組の工事（枠組壁工法の場合は耐力壁の設置工事）	壁の外装工事は又は内装工事
	(2) 鉄骨造	2 階の床版の取り付け工事（平屋については、建方工事）	壁の外装工事又は内装工事
	(3) 鉄筋コンクリート造	2 階の床（平屋については、屋根床版）の配筋工事（2 階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2 階のはり及び床版の取り付け工事）	2 階の床（平屋については、屋根床版）のコンクリート打設工事（2 階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2 階の柱及び壁の取り付け工事）
	(4) 鉄骨鉄筋コンクリート造	2 階の床の配筋工事（2 階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2 階のはり及び床版の取り付け工事）	2 階の床のコンクリート打設工事（2 階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2 階の柱及び壁の取り付け工事）
	(5) (1) から (4) までに掲げる構造のうち 2 以上の構造にわたるもの	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は (1) の特定工程の工事とし、それ以外の場合は 1 階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について (2) ~ (4) までに掲げる構造に応じた特定工程の工事	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は (1) の特定工程の工事とし、それ以外の場合は 1 階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について (2) ~ (4) までに掲げる構造に応じた特定工程の工事

備考 特定工程に掲げる工事を 2 以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

適用除外：・建築基準法第 85 条の規定の適用を受ける建築物

- ・平成 14 年国土交通省告示第 411 号に規定する丸太組構法を用いた建築物
- ・法第 68 条の 11 第 1 項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物